

国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程 平成18年9月25日 18教規程第30号</p> <p>第1条～第10条 省略</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全・衛生管理</u> <u>チーム</u>において処理する。</p> <p>第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、<u>環境安全管理センター</u> <u>運営規則第13条に規定するチーム等</u>において処理する。</p> <p>第12条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第73号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。